

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

H25年 7月 29日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 赤穂市西浜町980-1

氏 名 株式会社カンペ赤穂

代表取締役社長 中島 安男

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0791-46-2600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社カンペ赤穂
事業場の所在地	赤穂市西浜町980-1
計画期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1644 塗料製造業
②事業の規模	製造品出荷量 25,590 t/年(平成25年度実績)
③従業員数	118人(平成26年3月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)  別紙のとおり	
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
① 現状	<b>【前年度（平成 25年度）実績】</b>
	特別管理産業廃棄物の種類   引火性廃油（廃塗料）
	排 出 量   298 t
	（これまでに実施した取組） 再利用可能品を保管し次の製造時に再利用を促進した。 回収装置の運転方法を見直し廃塗料の削減を図った。
②計画	<b>【目標】</b>
	特別管理産業廃棄物の種類   引火性廃油（廃塗料）
	排 出 量   285 t
	（今後実施する予定の取組） 再利用促進の継続実施。 回収装置運転時間の短縮を図り発生量をより抑制する。
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 屋外危険部貯蔵所に廃塗料専用置場を設けて発生場所毎に置場区分を行い、月単位で排出量を確認のうえ、月別に計画的な外部委託処理を実施している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生量を工場内の共有情報に入れて関係者に状況を周知する。

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（平成 25年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（廃塗料）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（廃塗料）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（平成 24年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（廃塗料）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（廃塗料）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	
①現状	【前年度（平成 24年度）実績】
	特別管理産業廃棄物の種類 引火性廃油（廃塗料）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし。
②計画	【目標】
	特別管理産業廃棄物の種類 引火性廃油（廃塗料）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項	
①現状	【前年度（平成 24年度）実績】
	特別管理産業廃棄物の種類 引火性廃油（廃塗料）
	全処理委託量 298 t
	優良認定処理業者への処理委託量 298 t
	再生利用業者への処理委託量 220 t
	認定熱回収業者への処理委託量 298 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 0 t
	（これまでに実施した取組） 産廃委託処理業者訪問調査の実施。 H20.10 エコシステム山陽 ⇒判定:問題なし H23.10 新日本開発 ⇒判定:問題なし

②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（廃塗料）
	全処理委託量	285 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	285 t
	再生利用業者への 処理委託量	230 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	285 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
	(今後実施する予定の取組) 委託処理業者と状況確認の打合せ 1. 新日本開発 2. エコシステムズ山陽	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



『引火性廃油（廃塗料）』

収集運搬 < 委託：横山サポートテック、新日本開発、新岡山工業 >

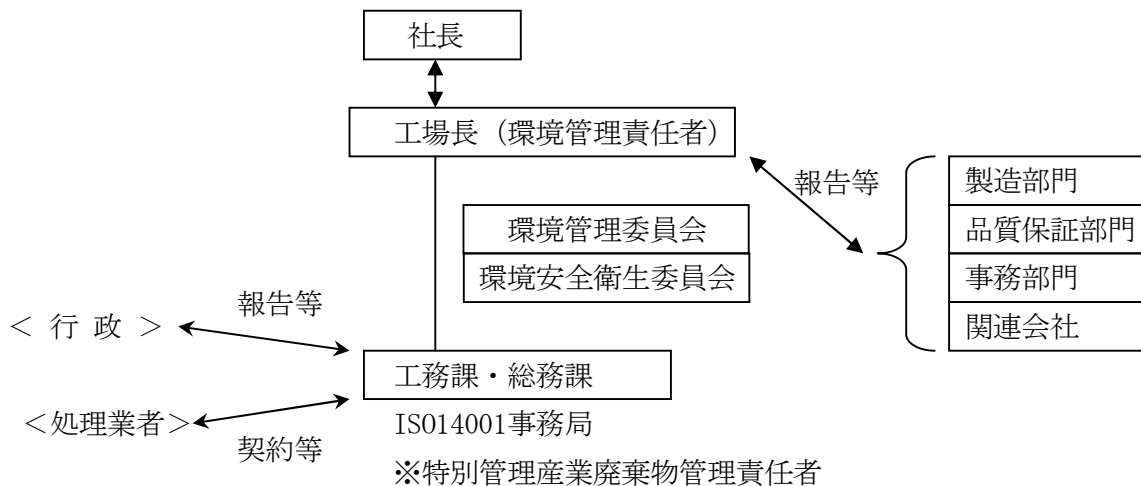
→焼却 < 依託：新日本開発、エコシステム山陽 >

→焼却残渣は再生利用又は管理型処分場で埋立処分

< 依託：住友大阪セメント赤穂工場、岡山県環境保全事業団水島処分場 >

○ 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## \*分担

工場長（環境管理責任者）〔担当：工務課、文書管理は総務課〕

- ・ 工場内マテリアルフローの把握、総合的な廃棄物減量計画の立案
- ・ 工場内の廃棄物処理計画等の策定、部署間の調整、行政への報告
- ・ 処理依頼業者の選定、廃棄物処理依頼契約等手続き、産業廃棄物引渡し、適正処理の確認
- ・ 工場内の他部署への関係法令等の教育、啓発

他部署（製造部門、品質保証部門、事務部門、関連会社）

- ・ 部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・ 部署内分別方法等の徹底